

4 規則第十六条第三項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業

5 規則第二十九条第二項の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

6 規則第五十二条第一号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業

8 第七項の次に次の一項を加える。
規則第五十四条第一項第九号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職 種	作 業
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業

附 則

この告示は、公布の日から適用する。

○農林水産省告示第九百三十七号

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）第十二条第一項第十四号、第十四条第五号、第十六条第三項、第二十九条第二項、第五十二条第一号及び第五十四条第一項第九号に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等を次のように定める。
平成二十九年六月七日 農林水産大臣 山本 有二

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等

（漁船漁業職種に属する作業についての基準）

第一条 漁船漁業職種に属する作業（以下単に「漁船漁業職種・作業」という。）に係る外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。
一 企業単独型技能実習に係るものである場合にあつては、企業単独型技能実習生が乗り組む漁船と申請者（規則第五条第一項に規定する申請者をいう。以下同じ。）又はその役員若しくは職員（技能実習生を除く。）であつて漁船に乗り組んでいないものとの間で無線その他の通信手段が確保されていること。
二 団体監理型技能実習に係るものである場合にあつては、団体監理型技能実習生が乗り組む漁船と監理団体との間で無線その他の通信手段が確保されていること。

第二条 漁船漁業職種・作業に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇（同条第一号から第四号までに規定するものを除く。第七条において同じ。）について、漁船漁業に係る事業協議会（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。）において協議が調った措置を講じていることとする。

第三条 漁船漁業職種・作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、技能実習生が乗り組む漁船一隻当たり、当該漁船に乗り組むこととしている申請者の乗組員（技能実習生を除く。）の人数の範囲内で、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習（第三号に掲げる企業単独型技能実習を除く。） 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人
- 二 団体監理型技能実習（第四号に掲げる団体監理型技能実習を除く。） 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人

第四条 企業単独型技能実習（申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合に限り。） 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人

四 団体監理型技能実習（申請者が規則第十五条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可（法第二条第十項に規定する監理許可をいう。第八条第四号において同じ。）を受けた者である場合に限り。） 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人

第五条 漁船漁業職種・作業に係る規則第五十二条第一号に規定する告示で定める方法は、同号イに掲げる方法にあっては、これに代えて次のとおりとする。

- 一 技能実習指導員から、毎日（団体監理型技能実習が船上において実施されない日を除く。）一回以上、各漁船における団体監理型技能実習の実施状況について無線その他の通信手段を用いて報告を受けること。
- 二 団体監理型技能実習生から、毎月（団体監理型技能実習が船上において実施されない月を除く。）一回以上、団体監理型技能実習の実施状況に係る文書の提出を受けること。

第六条 漁船漁業職種・作業に係る規則第五十四条第一項第九号に規定する告示で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 前条第一号の報告の内容について記録した書類
- 二 前条第二号の文書

（養殖業職種に属する作業についての基準）

第七条 養殖業職種に属する作業（以下単に「養殖業職種・作業」という。）に係る規則第十四条第五号に規定する告示で定める基準は、企業単独型技能実習に係るものである場合にあっては申請者が、団体監理型技能実習に係るものである場合にあっては申請者及び監理団体が、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について、養殖業に係る事業協議会において協議が調った措置を講じていることとする。

第八条 養殖業職種・作業に係る規則第十六条第三項に規定する告示で定める数は、申請者が法人でない場合にあっては、次の各号に掲げる技能実習の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 企業単独型技能実習（第三号に掲げる企業単独型技能実習を除く。） 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人
- 二 団体監理型技能実習（第四号に掲げる団体監理型技能実習を除く。） 第一号技能実習生について二人、第二号技能実習生について四人

三 企業単独型技能実習（申請者が規則第十五条の基準に適合する者である場合に限り。） 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人

四 団体監理型技能実習（申請者が規則第十五条の基準に適合する者であり、かつ、監理団体が一般監理事業に係る監理許可を受けた者である場合に限り。） 第一号技能実習生について四人、第二号技能実習生について八人、第三号技能実習生について十二人

附則

（適用期日）

この告示は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から適用する。

（経過措置）

1 旧技能実習在留資格者等（法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等をいう。第四項及び第六項において同じ。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、法第八条第一項の認定の申請をした場合における第一条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「技能実習生」とあるのは、「技能実習生（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）とする。

2 法第八条第一項の認定の申請を漁船漁業に係る事業協議会において協議が調うまでの間にする場合における第二条の規定の適用については、同条中「漁船漁業に係る事業協議会（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。）」とあるのは、「農林水産省、水産庁その他の関係行政機関及び漁船漁業に係る技能実習に相当するもの（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「法」という。）附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）に關与する団体その他の関係者により構成される協議会であつて、農林水産大臣が事業協議会（法第五十四条第一項に規定する事業協議会をいう。第七条において同じ。）に相当すると認められたもの」とする。

3 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第三条の規定の適用については、当分の間、同条中「技能実習生」とあるのは「技能実習生（技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。）を」と、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの及び同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

4 法第八条第一項の認定の申請を養殖業に係る事業協議会において協議が調うまでの間にする場合における第七条の規定の適用については、同条中「養殖業に係る事業協議会」とあるのは、「農林水産省、水産庁その他の関係行政機関及び養殖業に係る技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるもの、同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）に關与する団体その他の関係者により構成される協議会であつて、農林水産大臣が事業協議会に相当すると認められたもの」とする。

5 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第八条の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは、「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う法附則第三条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

6 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第八条の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは、「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

7 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第八条の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは、「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

8 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第八条の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは、「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。

9 旧技能実習在留資格者等を雇用する者又は雇用しようとする者が法第八条第一項の認定の申請をした場合における第八条の適用については、当分の間、同条第一号中「第一号技能実習生」とあるのは、「第一号技能実習生（第一号技能実習に相当するもの（法附則第三条第二項の主務省令で定めるもの、同条第三項の主務省令で定めるもの、同条第四項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」と、「第二号技能実習生」とあるのは「第二号技能実習生（第二号技能実習に相当するもの（法附則第三条第三項の主務省令で定めるもの及び同条第五項の主務省令で定めるものをいう。）を行う同条第二項に規定する旧技能実習在留資格者等を含む。以下この条において同じ。）」とする。